

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

平成26年 6月25日

兵庫県知事 殿

提出者

住 所 宝塚市東洋町1-3

氏 名 宝塚市上下水道局

上下水道事業管理者 森 増夫

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0797-73-3689

(担当) 小浜浄水場 0797-84-5535

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	宝塚市上下水道局 第三排水処理場
事業場の所在地	宝塚市小浜3-5-20
計画期間	平成26年4月1日から平成27年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	3611 上水道業
②事業の規模	浄水処理水量 523 万m <sup>3</sup> (平成25年度実績)
③従業員数	従業員数 12 人 (平成26年3月末実績)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
(管理体制図)  別紙のとおり		
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
①現状	【前年度（ 25 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	浄水汚泥
	排 出 量	5, 3 1 7 t t
	(これまでに実施した取組)  別紙のとおり	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	浄水汚泥
	排 出 量	1 2, 4 0 0 t t
	(これまでに実施した取組)  別紙のとおり	
産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 事業場内の紙くず・プラスチック類・再利用資源に分別し、保管場所を定めております。	
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特になし	

## (第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 25 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	浄水汚泥	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	5, 109 t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙のとおり		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	浄水汚泥	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	12, 190 t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙のとおり		

## (第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（ 25 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	浄水汚泥	
	全処理委託量	208 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運搬業者と適正な委託契約を締結する。</li> <li>・ 再生利用を図るため、資材としての利用先を確保する努力をする。</li> </ul>		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	浄水汚泥	
	全処理委託量	210 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在は全量埋立利用であるが、再生利用についても調査・検討を行う。</li> </ul>		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

## 1. 事業の概要

(1) 名称

宝塚市上下水道局

(2) 資本金

(3) 従業員数

129 人

## 2. 当該事業場において現に行なっている事業に関する事項

(1) 事業の種類

3611 上水事業

(2) 事業の規模

第三排水処理場(小浜浄水系)は、地下水(浅井戸・深井戸)を原水として浄水処理している  
小浜浄水場と、川面浄水場を配置している。

表1 浄水処理量(平成25年度実績)

小浜浄水場	5,233,000 m <sup>3</sup> /年
川面浄水場	m <sup>3</sup> /年
浄水処理量計	5,233,000 m <sup>3</sup> /年
523 万m <sup>3</sup>	

(3) 従業員数

12 人

(4) 産業廃棄物の一連の処理の行程

① 浄水製造等フローシート

図 1 ~ 2 参照

② 事業場配置図

図 3 参照

③ 廃棄物処理フローシート

図 4 参照

(5) 連絡先

担当者 : 宝塚市上下水道局施設部 浄水課

小浜浄水場

電話番号 : 0797-84-5535

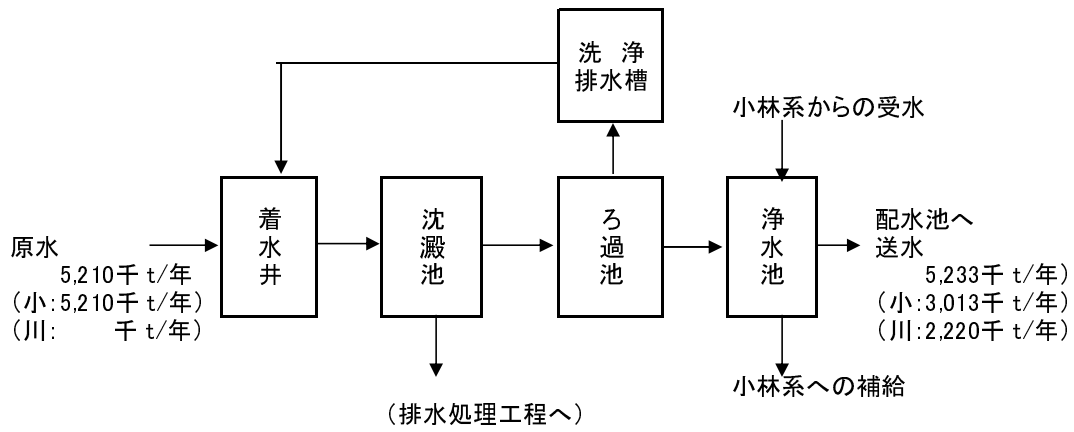


図 1 浄水製造フローシート

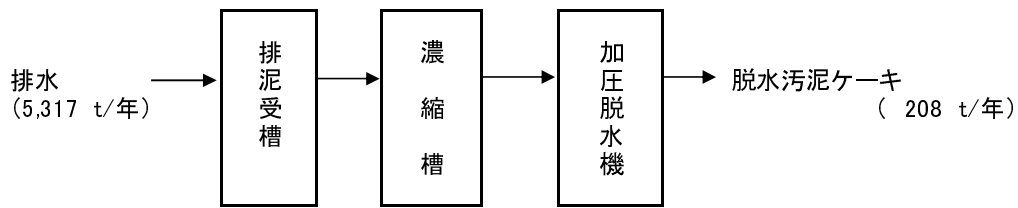


図 2 排水処理フローシート



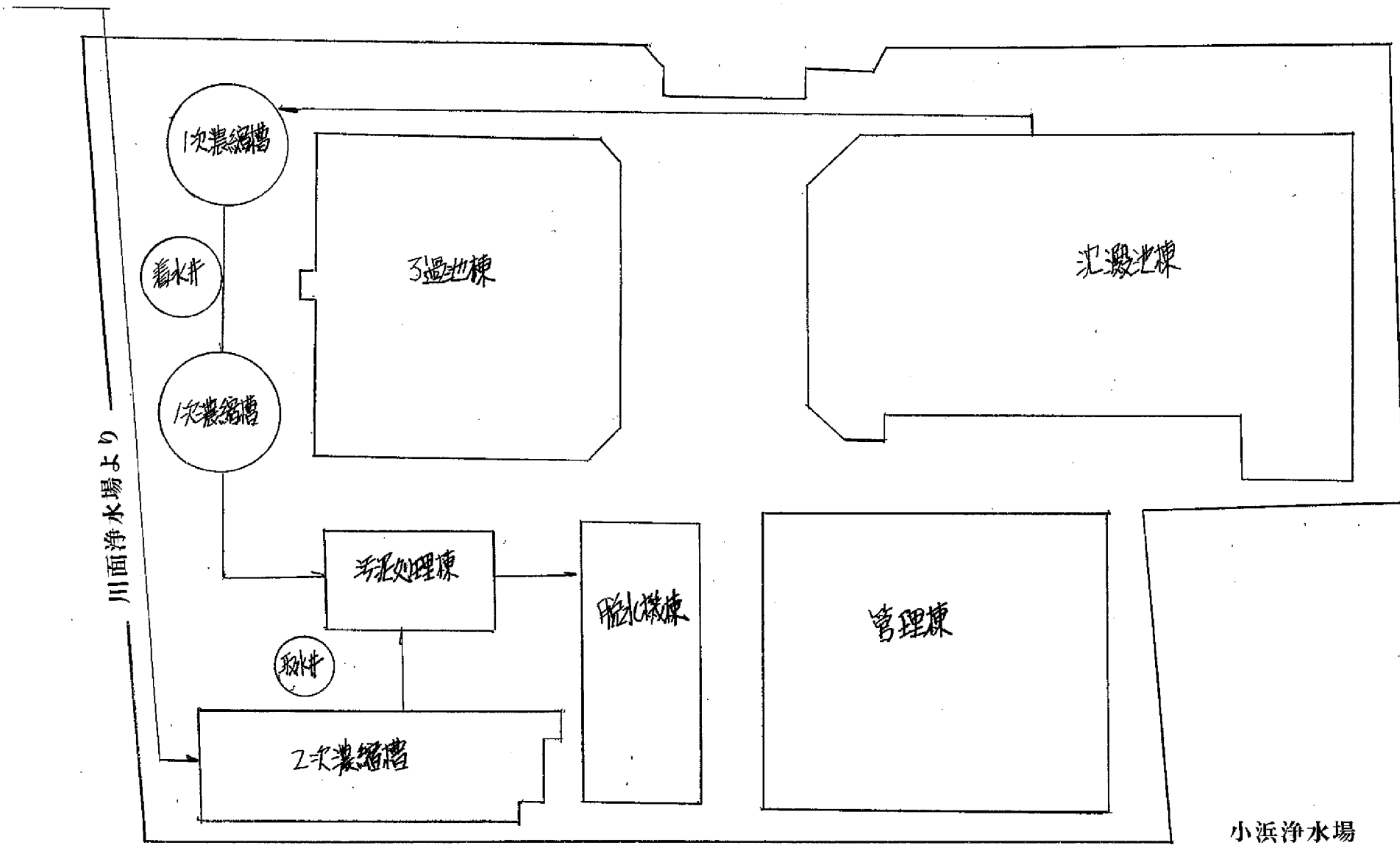
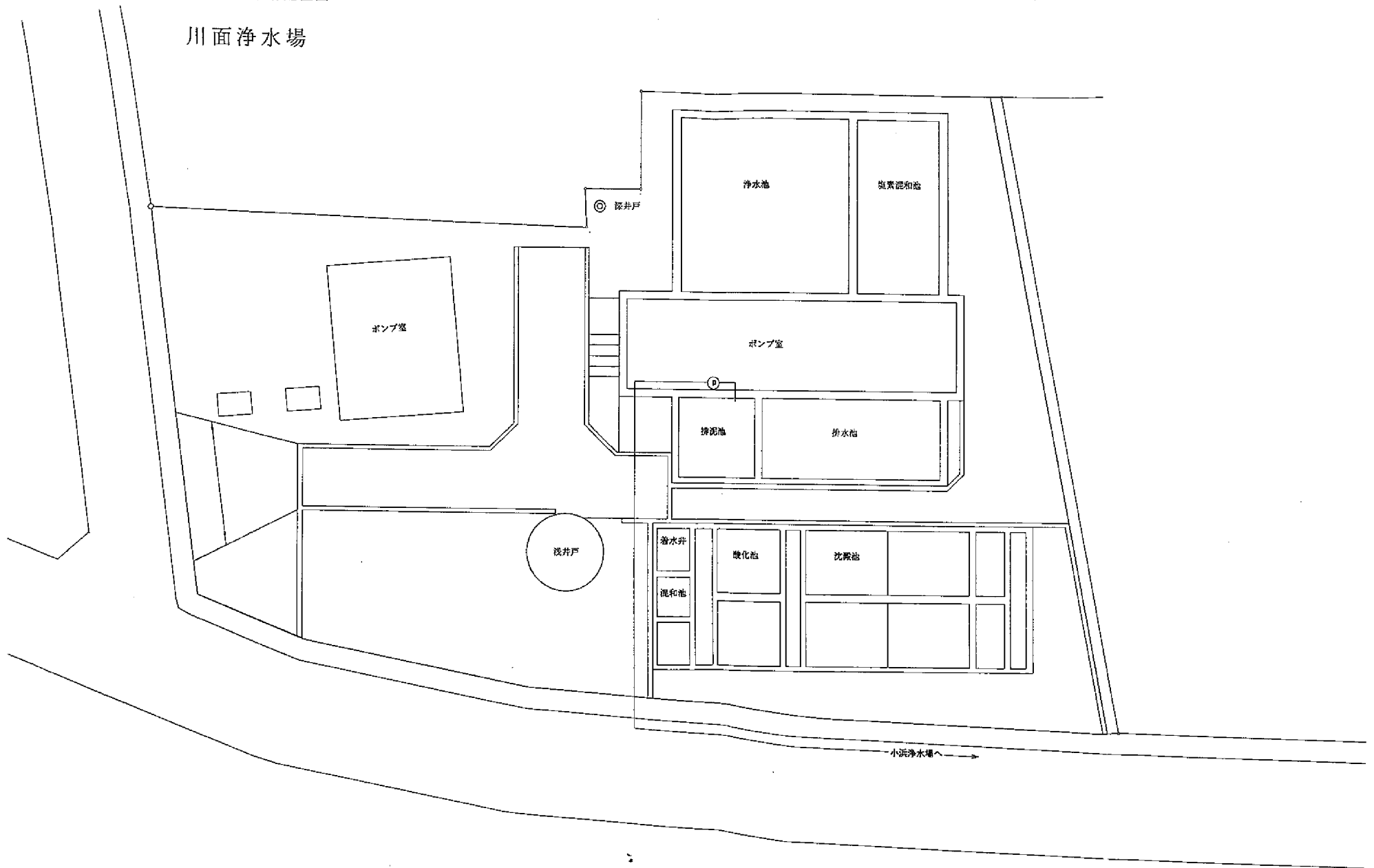


図3 事業場配置図

図3 事業場配置図

川面浄水場



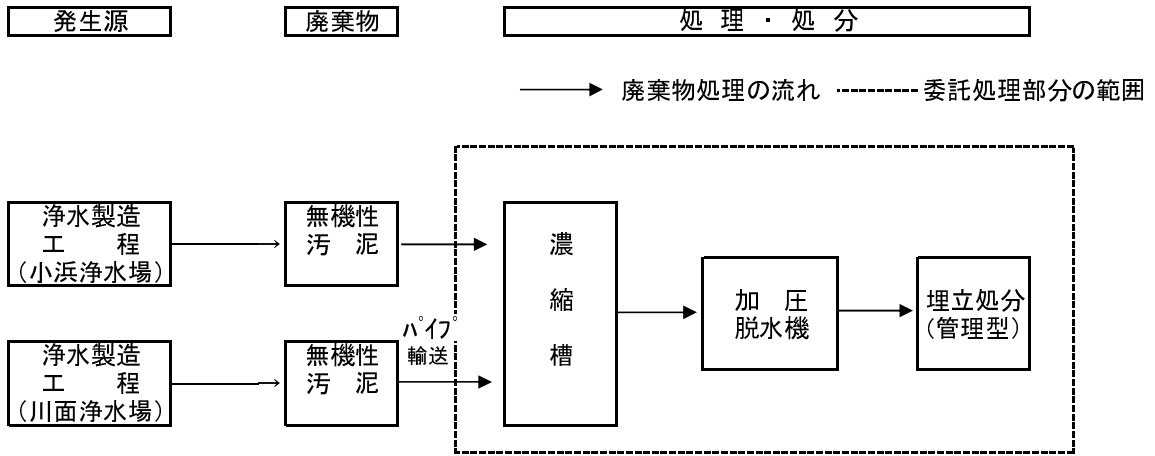
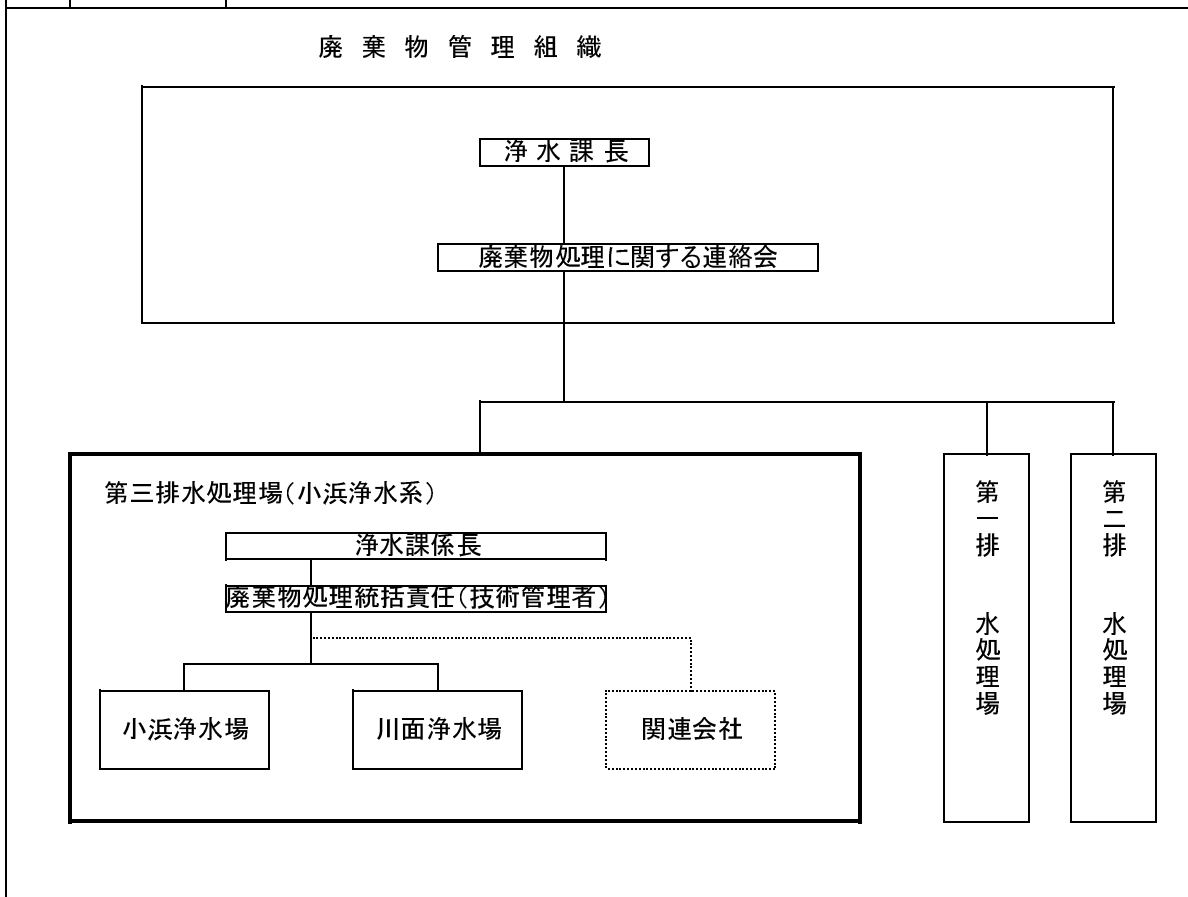


図 4 廃棄物処理フローシート

4. 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図

統括責任者	所属: 浄水課(小浜浄水場)	職・氏名	技術職員
廃棄物担当	同上 組織人数: 12人		
役割	廃棄物処理連絡会	○ 廃棄物処理に関する検討 ○ 廃棄物の発生抑制、再生利用中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行なう上で必要な事項を検討する。	
	廃棄物処理統括責任者	○ 廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認	
	廃棄物管理担当係長	○ 廃棄物処理計画の作成 ○ 廃棄物管理状況の把握 ○ 産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ○ 運搬業者、再生利用業者等の調査、選定及び管理 ○ 委託契約の締結 ○ 産業廃棄物管理表の交付・管理 ○ 監督官庁への各種報告 ○ 職員、関連会社に対する教育・啓発 ○ その他関係する事項	



(2) 管理体制の強化

①管理体制(組織)

人事異動で技術管理者が、空席にならないよう養成する。

②管理方法

マニフェストによる収集運搬及び最終処分の把握を行い、必要あれば現地確認も行う。

(3) 教育・研修

関連業者(収集運搬・運転管理)との連絡を密に行い、問題の生じない体制を確立する。

他団体排水処理施設等の視察研修等を実施する。

(4) 情報公開

公開条例に基づき、広く市民等に情報の提供をする。また必要あれば、「広報たからずか」等に掲載する。

#### 4. 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

##### (1) 廃棄物処理の現状

###### ① 産業廃棄物の種類

当事業場から発生する産業廃棄物は、浄水処理工程からの汚泥(無機性汚泥)である。この発生量は小浜・川面浄水場の合計が5,317t/年でありました。

###### ② 排出量

表 1 産業廃棄物処理の内訳(平成25年度実績)

廃棄物発生量	中間処理量	中間処理後残さ量	最終処分量
5,317 t/年	5,317 t/年	208 t/年	208 t/年

##### (2) これまでに実施した取組

- ① 産業廃棄物の適正処理を確保するため、関連する法令、その他規則を遵守するとともに行政の環境政策に協力する。
- ② 需要に応じての処理量となるので、抑制としては適正なPAC注入量を常時行なうこととなるが、効果がわかりづらく、発生抑制を考慮した製造方法を検討する。

##### (3) 目標の設定

表 2 産業廃棄物の目標処理計画(平成26年度)

廃棄物発生量	中間処理量	中間処理後残さ量	最終処分量
12,400 t/年	12,400 t/年	210 t/年	210 t/年

##### (4) これまでに実施した取組

- ① 需要に応じての処理量であり目標設定し難いが、薬品(PAC)注入量の監視の強化を図り発生汚泥の抑制を行なう。
- ② 平成11年12月から第三排水処理場として運転を行っていましたが、平成22年6月に小浜浄水場の水処理施設改良工完成と同時に汚泥処理場の更新(加圧脱水処理施設)も行い、平成22年11月から新たに運転を開始しました。
- ③ 最終処分量の削減、再生利用の拡大等について、目標及び計画を作成し実現に向けて努力する。
- ④ 廃棄物の処理に係る情報の収集として、日本産業廃棄物協会に加入し、機関誌等を通じて情報の収集を行なっている。
- ⑤ 浄水製造処理過程での適正な薬品注入量の監視。
- ⑥ 新たな施設であり、現在のところは特に無い。

## 5. 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

### (1) 廃棄物処理の現状

#### ① 産業廃棄物の種類

当事業場から発生する産業廃棄物は、浄水処理工程からの汚泥(無機性汚泥)である。この発生量は小浜・川面浄水の合計が5,317t/年でありました。

#### ② 排出量

表 3 産業廃棄物の中間処理状況(平成25年度実績)

廃棄物の種類	発生源	性状	発生量 (基準量) t/年	処理方法(現状の工程)
				— 凡例 — ○ : 自己処理 ● : 委託処理
無機性汚泥	浄水製造工程	(脱水前) ・泥水 ・濃度 1.0%以上	(脱水前)  5,317	無機性汚泥を脱水(中間処理した量)○ 5,109t/年  → 脱水汚泥ケーキを埋立(最終処分)● 「管理型」 208t/年
		(脱水後) ・固形 ・含水率 70%未満	(脱水後)  208	

### (2) これまでに実施した取組

- ① 中間処理は、加圧脱水処理機等で行っており、含水率は約70%未満で、今後もこの含水率が維持できるよう施設管理の強化を行なっていく。
- ② 脱水汚泥ケーキの低含水率の保持及び管理。
- ③ 発生した産業廃棄物は自ら処理することを原則とし、処理業者に委託する場合であっても、収集運搬から処分にいたるまで確認的・確に管理する。
- ⑤ 中間処理を適正に行い、脱水効率の向上を推進する。

### (3) 目標の設定

表 4 産業廃棄物の中間処理目標計画(平成26年度)

廃棄物の種類	発生源	性状	発生量 (基準量) t/年	処理方法(現状の工程)
				— 凡例 — ○ : 自己処理 ● : 委託処理
無機性汚泥	浄水製造工程	(脱水前) ・泥水 ・濃度 1.0%以上	(脱水前)  12,400	無機性汚泥を脱水(中間処理した量)○ 12,190t/年  → 脱水汚泥ケーキを埋立(最終処分)● 「管理型」 210t/年
		(脱水後) ・固形 ・含水率 70%未満	(脱水後)  210	

### (4) 今後実施する予定の取り組み

- ① 処理施設は平成22年11月から運転を開始しており、適正な処理に努める。
- ② 脱水汚泥ケーキの再生利用を調査・検討を図る。